

国水政第103号
国水環第105号
平成24年3月9日

各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水政課長

河川環境課長

河川管理施設の操作規則の取扱いについて

今般、平成二十四年三月九日付け国水環第一〇四号「河川管理施設の操作規則の作成基準について」が通知されたので、昭和五十五年五月二十一日付け建設省河政発第四十一号・河治発第三十五号により通知した標記の記4（2）は削除する。

国水政第103号
国水環第105号
平成24年3月9日

各都道府県、政令市河川主管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水政課長

河川環境課長

河川管理施設の操作規則の取扱いについて

今般、平成二十四年三月九日付け国水環第一〇四号「河川管理施設の操作規則の作成基準について」が通知されたので、昭和五十五年五月二十一日付け建設省河政発第四十一号・河治発第三十五号により通知した標記の記4（2）は削除する。